

リサイクル製品（資材）利用促進モデル工事実施要領

（目的）

第1 この要領は、循環型社会形成のため、信州リサイクル製品等のリサイクル製品（資材）の利用促進を図ることを目的とする。

（内容）

第2 モデル工事では、従来の土木資材（再生資源使用を除く。）に替えて、信州リサイクル製品等のリサイクル製品（資材）を使用する。

（対象工事等）

第3 この要領の対象とする工事は、第1の目的に即するものを、発注機関の長が選定し、事業担当課との協議を行った箇所とする。

（リサイクル製品（資材）の選定）

第4 モデル工事で使用するリサイクル製品（資材）は、再生資源を積極的に活用したリサイクル製品（資材）及び信州リサイクル製品として認定されたリサイクル製品（資材）とする。

2 再生資源を積極的に活用したリサイクル製品（資材）とは、信州リサイクル製品評価基準に適合していることが確認できる製品（資材）をいう。（信州リサイクル製品同等品）

（モデル工事の明示）

第5 モデル工事の発注にあたっては、設計図書において、特記仕様書（別記）により使用するリサイクル製品（資材）等の仕様について明示を行う。

（経費の計上）

第6 モデル工事におけるリサイクル製品（資材）の経費（材料費及び設置費）は、原則として製品（資材）ごとに積算基準に基づき積算する。

（品質の確認）

第7 モデル工事で使用するリサイクル製品（資材）は、証明書または試験により長野県土木工事共通仕様書の基準及び信州リサイクル製品評価基準に適合していることを確認する。

制 定 平成 21 年 9 月 24 日

改 定 平成 25 年 3 月 14 日

(別記)

リサイクル製品（資材）の使用に関する特記仕様書

記載例

- 1 この工事で使用するリサイクル製品（資材）等の仕様は以下のとおりとする。

	使用する製品（資材）	仕 様
再生資源を積極的に活用したリサイクル製品（資材）	再生砕石 RC-40	リサイクル材含有率 100% 信州リサイクル製品同等品
信州リサイクル製品	歩車道境界ブロック	廃ガラス瓶カレット 10%以上

- 2 受注者は、実際に工事で使用するリサイクル製品（資材）の品質が、長野県土木工事共通仕様書の基準及び信州リサイクル製品評価基準に適合していることを製造者の証明書等により確認すること。
- 3 受注者は、設計指定されているリサイクル製品（資材）の入手が困難な場合、発注者にその旨を文書で提出し承諾を得た上で、他のリサイクル製品（資材）又はその他の製品（資材）に変更できるものとする。